

2025年度JCMシンポジウム

民間JCMについて

2026年3月11日

日本政府指定JCM実施機構 (JCMA)

目次

1. 民間JCMとは
2. 事前相談の動向
3. 民間JCMのPINプロセス
4. 適用基準を踏まえた民間JCM組成の留意点
5. PIN記入におけるポイント
6. JCM Global Matchでのマッチング機能

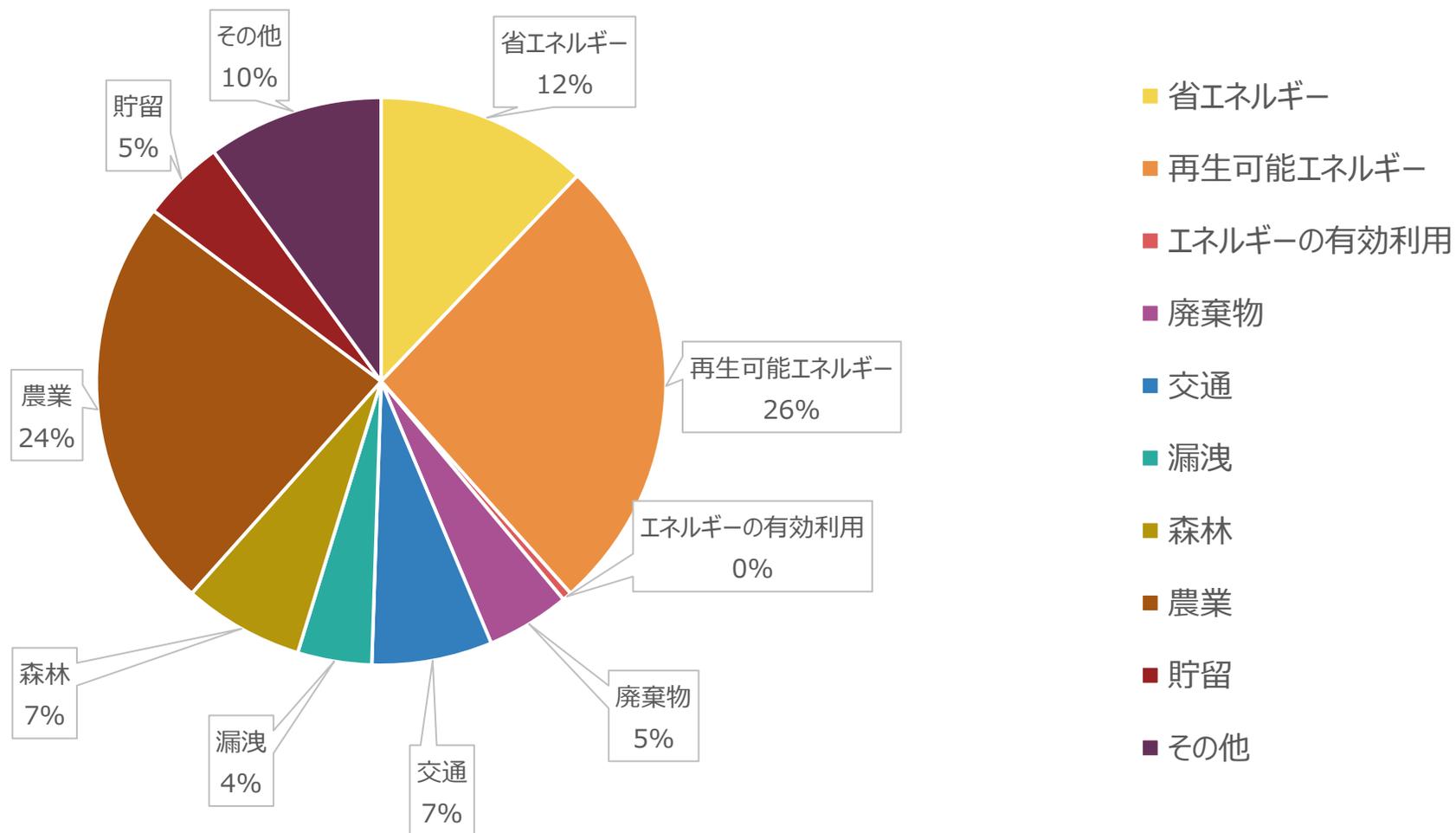
1. 民間JCMとは

- “民間JCM” = 民間資金を中心とする JCM プロジェクト
cf. 政府資金支援を伴うJCMプロジェクト（例：環境省のJCM設備補助事業）
- 民間企業が設備導入等を民間資金のみで実施するJCMプロジェクト
- 民間企業がクレジットを取得でき、自社のGHG削減目標達成や市場取引に活用可能

1. 民間JCMとは 環境省JCM設備補助事業との単純比較

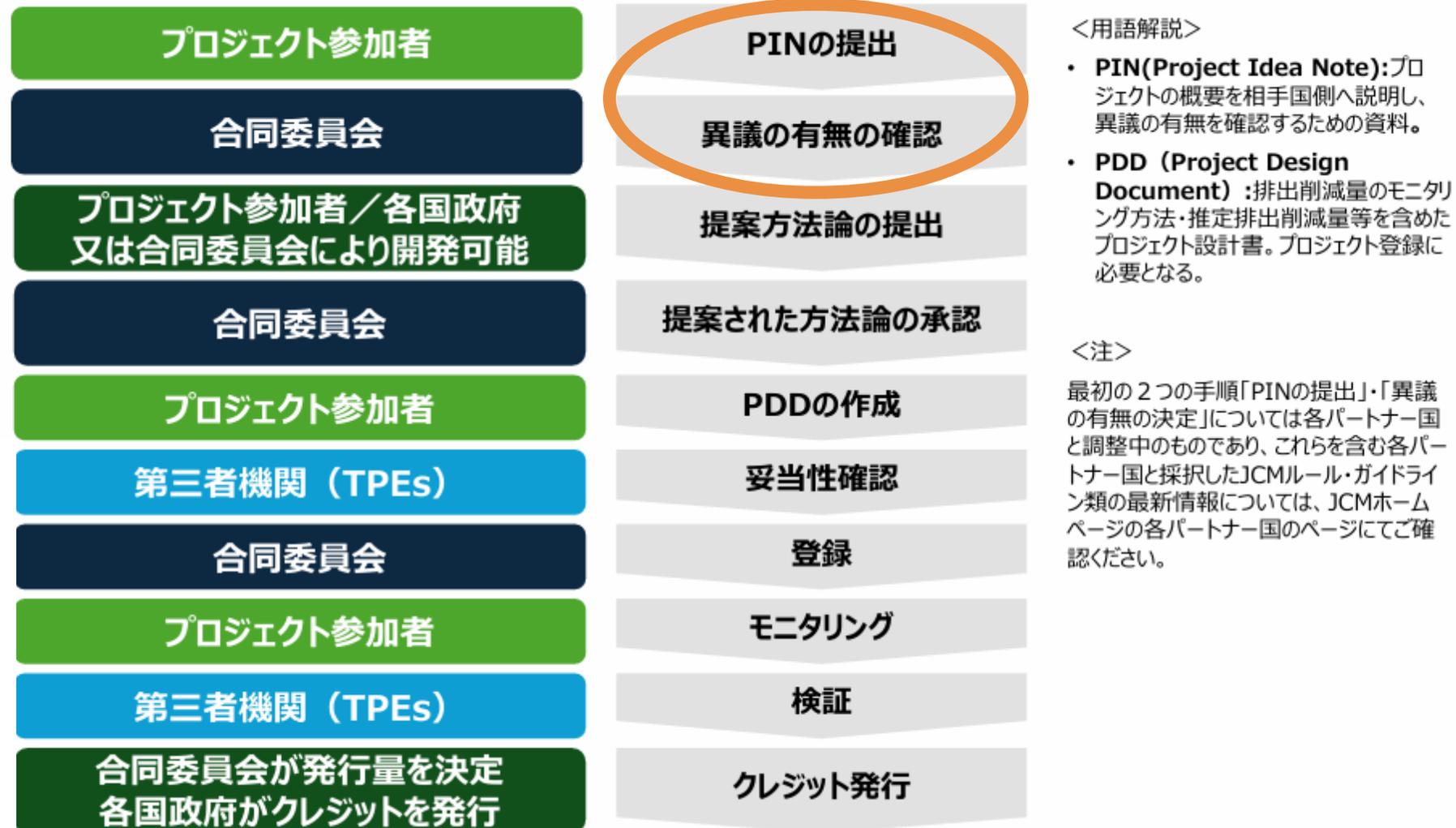
	民間JCM	環境省のJCM設備補助事業
事業者の意図	クレジットが欲しい（オフセット、売却）	補助金が欲しい（初期投資負担減）
適用ルール	パリ協定（特に6.2条）、二国間協力覚書、ルール&ガイダンス	左記に加えて、補助金適正化法/適正化法施行令/交付要綱/実施要領、交付規程
エネルギー起源CO2	含む必要なし	必要あり（エネルギー特別会計）
資金提供	民間資金	民間資金＋補助金（制約あり）
資産管理義務	N/A	法定耐用年数期間は資産管理義務
費用対効果	N/A	4,000円/tCo2以下
クレジット期間	10年固定または5年間の最大2回更新（計15年） ※森林系プロジェクトについては別途規定	10年固定
スケジュール	日本政府から相手国へPIN送付後に機器調達・建設	単年度予算、交付決定後の発注、原則3年以内（必要なら繰越）
手続き	ルール&ガイダンスに規定されたMRVの手続き MRV手続きについては事業者が実施	左記に加えて、補助金申請手続き、予算繰越手続き MRV手続きについては日本政府が支援
クレジット配分	民間事業者が申請、取得 相当調整をしてもなお相手国にメリットある	日本の貢献分を日本政府が全量取得 相当調整をしてもなお相手国にメリットある
分野	現状では、自然ベース（NbS）が多い	主に技術ベース（再エネ、省エネ、エネルギー有効利用等）
提案事業者	総合商社、デベロッパー、スタートアップ等	メーカー、再エネ企業、コンサル、総合商社等

2. 事前相談での動向



2023年4月～2026年2月の相談回数(延べ175回)、※カテゴリ重複あり

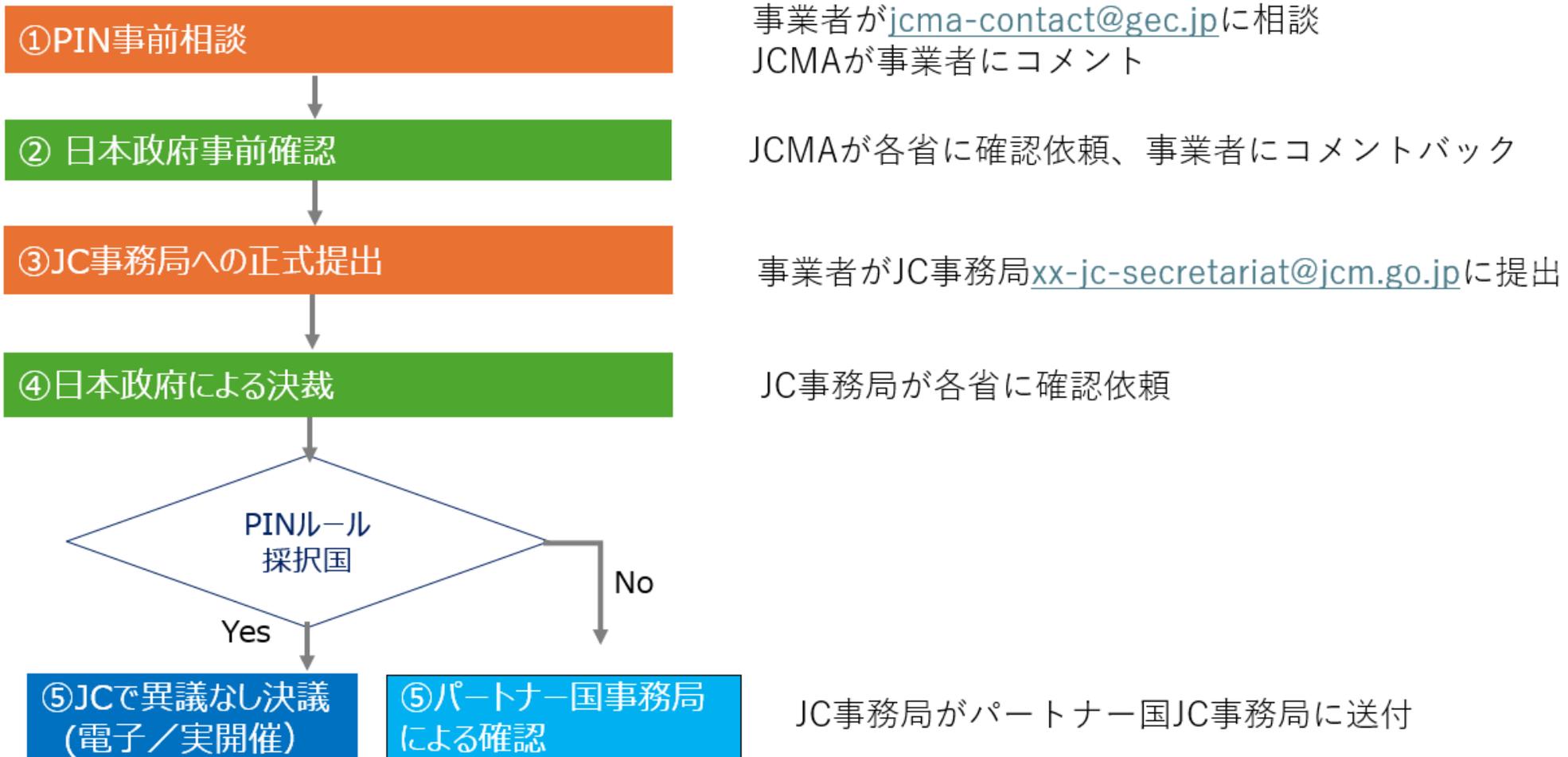
3. 民間JCMのPINプロセス (JCMのプロジェクトサイクル)



JCMIに関するQ&A2-1も参照ください。https://gec.jp/jcm/agency/jcmR7_qa_JCMA_251226.pdf

3. 民間JCMのPINプロセス

民間JCMのPINプロセス



4. 適用基準を踏まえた民間JCM組成の留意点

「追加性」

1. JCMの適用にあたっては、当該事業がJCMを利用する付加価値があることが必要であり、
 - ① 事業性を確保するためにクレジットによるインセンティブ（例：クレジット収入以外に事業収益が見込めない事業であるか、事業収益が見込めたとしてもクレジット収入がなければ投資回収年数が長期化する、あるいは内部収益率（IRR）が低く、事業の実施が困難であること等）が必要であること。ただし、一律的なIRRや投資回収年数などの数値基準は設けない。
 - ② パートナー国のNDCへの貢献という観点から、事業・技術難易度や導入量・スピードなどで特に優れている点があること。
 - ③ パートナー国内での波及・横展開のポテンシャル有無及び程度（地元企業の参画、キャパシティや技術の習得による地域産業への裨益を含む）。
- といった点について説明が代表事業者等からなされること。その上で、分野別のガイドラインや方法論等に沿っていることを前提として、国際的に説明可能かなどを考慮して、関係省庁・政府機関がJCMの適用可否を総合的に判断する。

時点

事情変更

2. 排出削減・吸収を行う機器の調達を開始する日又は排出削減・吸収を行う設備の建設を開始する日のどちらか早い日より前に、日本政府を通じて相手国政府に事業概要（PIN：Project Idea Note）を提出していること。ただし、既に調達や建設を開始している事業であっても、その後の事情変更を受けて（例：事業環境等の変化により事業の継続に支障が生じる場合）、1に示したクレジットによるインセンティブの必要性や付加価値が認められる状況になったことを、事業者が合理的に説明できる案件、及びJCM申請につながる設備や機器に対する公的資金支援によって実施している事業については、この限りではない。

例外事業

3. 上記2に関しては、排出削減・吸収を行う機器の調達を伴わない事業（例えば森林分野・農業分野・土地利用分野など）についてはこの限りではない。森林分野に関しては、パートナー国との間で森林分野のJCMガイドラインが承認される以前に開始された森林分野の活動であっても、ガイドラインで定めた規定を満たしていればJCMの適用対象となる場合がある。

日本の役割

4. PINにおいて、排出削減・吸収に対する日本企業又は日本政府の役割が明確に説明されていること及び日本の資金貢献が定量化されていること。

なお、ある提案事業がJCMとして認められるためにはパートナー国政府との一致が必要であり、上記で示した基準を満たせばすべての事業がJCMとして認められることを保証するものではない。

4. 適用基準を踏まえた民間JCM組成の留意点 要点

項目	留意点
追加的か	付加価値があるか（クレジットによるインセンティブが必要か）
機器調達、設備建設の時点	<p>日本政府を通じて相手国政府にPIN送付 その後、排出削減・吸収を行う機器・設備の調達・建設 （但し、事情変更はこの限りではない。）</p> <p>（なお、森林、農業、土地利用はこの限りではない。）</p>
日本の役割	日本の役割、資金貢献の定量化

5. PIN記入におけるポイント

1. JCMA適用基準を参照。

https://gec.jp/jcm/agency/JCM_application_criteria_ja.pdf

2. JCMAウェブサイトの記入例・記入指針を参照。

https://gec.jp/jcm/agency/publ_JCM_XX_F_PIN_sample_private.pdf

3. 記入例・記入指針に沿って、新PIN様式に記入。

https://gec.jp/jcm/agency/guides/about_jcm/ の各国様式

4. JCMに関するQ&Aも参照ください。

https://gec.jp/jcm/agency/jcmR7_qa_JCMA_251226.pdf

JCMAでは、PIN事前相談をオンラインで随時行っています。

相談先：jcma-contact@gec.jp

5. PIN記入におけるポイント

- プロジェクト概要（パートナー、役割、適用技術、削減・吸収の仕組み）
- クレジットインセンティブが必要な事業
- 場所、エリア（明示的に）
- スケジュール（特に、排出削減・吸収を行う機器・設備の調達時期）
- 総事業コスト（明細含む）
- 日本の資金貢献とその方法、割合
- リファレンスからの想定排出削減・吸収量（各年毎）とその算出方法
- クレジット配分とその理由（Optional）

- BaU排出量からの削減・吸収量（Optional）
- 相当調整を行ってもなお、相手国NDCに貢献するか
- 相手国インベントリに反映され得るか

詳細はPIN記入例・記入指針を参照ください。

https://gec.jp/jcm/agency/publ_JCM_XX_F_PIN_sample_private.pdf

6. JCM Global Matchでのマッチング機能

1. JCM Global Matchは、JCM案件組成に必要な国際コンソーシアムのパートナー探しに特化した、無料のビジネスマッチングサイトです。
2. 民間JCMを含め、JCM全般の案件形成を検討されている方にご活用いただけます。日本の代表事業者、JCMパートナー国の共同事業者、JCM事業に詳しいコンサルタント、資金提供する金融機関等が、相互に相手を探ることができるウェブサイトです。
3. このたび、方法論開発支援をするコンサルタントのリストに移移するバナーをHPに設置しました。ご登録後、クリックして気に入ったコンサルタントにマッチングリクエストを出してみてください。
4. 他社と共同で方法論開発することをご検討の方は、Open Discussion機能でグループを自ら組成するか、次のメアドへお問い合わせください。
5. JCM Global Matchに関するお問い合わせ：
jcm-gm@gec.jp

